

第2回 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 会議録（要点筆記）

（日 時） 平成20年1月16日（水）午後1時00分～2時00分

（場 所） 京都産業会館2階 ミーティングルーム

（出席者） 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査
会委員（50音順）

秋月委員、上原委員、玉木委員、直野委員、吉田委員

広域連合事務局

原事務局次長、中村業務課長、渡辺総務課課長補佐、後藤業
務課課長補佐

（議事の要旨）

1 個人情報取扱事務の報告について

個人情報保護条例第6条の規定に基づき、監査委員に関する個人情報取扱
事務について報告した。

【委 員】

一般監査において、国籍・本籍を収集する理由は何か。

【事務局】

一般監査では、契約者から提出された書類等の監査を行う場合があり、当
該書類の中には、契約者が成年被後見人又は破産人でないことを証明するた
めに必要な市町村が発行する「身分証明書」が含まれていることがある。そ
の身分証明書の中に本籍の記載欄があることから、チェックを入れている。

2 個人情報取扱事務の審議について

個人情報取扱事務の目的を超えて、実施機関以外のものに個人情報を提供
する必要が認められるとして、個人情報保護条例第8条第3項の規定に基づ
き、審査会の意見を聴取した。

- (1) 京都府重度心身障害老人健康管理事業（以下、「健康管理事業」という。）を実施する市町村への情報提供について

【委員】

健康管理事業の事務は、広域連合、市町村、国保連合会、医療機関の各担当者において携わることになるが、審査会での審議の対象は、広域連合からの情報提供と市町村の後期高齢者医療担当からの情報提供についてである。

しかし、情報漏えい対策という観点からみると、個人情報保護条例等が規定されている広域連合及び市町村におけるセキュリティーよりも、業務の委託先におけるセキュリティーがどの程度のものであるかということが気になるところである。広域連合として把握している範囲で教えてほしい。

【事務局】

レセプトのデータ処理については、国保連合会に委託することになるが、国保連合会においては、個人情報の保護に関する規定が設けられており、当該規定に基づく運用がなされているところである。

【委員】

国保連合会から、広域連合のセキュリティーポリシーを求められたことはあるのか。

【事務局】

ない。

【委員】

電算処理者として業者委託にチェックが入っているが、健康管理事業を実施するに当たり、国保連合会以外に委託する業者があるのか。

【事務局】

ない。国保連合会に委託することを指している。

【委員】

個人情報保護対策の運用面の欄に記載されている「業者」は、国保連合会のことか。

【事務局】

そうである。

【委員】

同じく運用面に記載されている市町村健康管理事業主管課担当者とは、小規模な市町村では、後期高齢者医療主管課担当者と同一人物であることもあるのか。

【事務局】

そういう市町村もあると思われる。

【委員】

そのような状況ならば、セキュリティ については、広域連合において端末のシステムログを管理しているということで担保するしかない。

なお、端末は市町村にあるものの、システムについては、広域連合で管理していることから不正については防げる仕組みになっていることは、前回の審査会での説明で承知している。

【事務局】

システムの制御は、広域連合のサーバーで行うことになる。

【委員】

市町村が、広域連合の端末でできることは閲覧だけか。

【事務局】

後期高齢者医療制度における市町村業務を行う必要があるため、データの更新は可能となっており、その際にはログを取ることになる。

【委員】

不要帳票の溶解処分は、行政においてよく行われることなのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

市町村において、広域連合の端末を使って打ち出された帳票は、どのよう

に取り扱われるのか。

【事務局】

広域連合の帳票として取り扱われる。

【委員】

国保連合会は、いかなる法的根拠をもって設置された団体なのか。

【事務局】

国民健康保険法の規定に基づく公法人である。

【委員】

確認であるが、ここでの審議は、個人情報目的外提供について、審査会として承認するということが求められているのか、あるいは、単に意見を述べ置くというまでのものなのか。

【事務局】

条例において、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならないと規定している。

【委員】

承認という言葉は使っていないのか。

【事務局】

条例上、承認という言葉は使っていないが、審査会でのいろいろな意見を踏まえて対応していくことになる。

【委員】

議論の進め方としては、各委員が意見を述べるだけでなく、意見集約をしたうえで、審査会の意見としてお伝えする方法でよいか。

【事務局】

その方法でお願いしたい。

【委員】

それでは、国保連合会、市町村等の情報の提供先において、情報の漏えい

がないよう特段の配慮をいただくということで、目的外提供については差し支えないということでよいか。

(異議なし)

(2) 市町村で実施する保健事業に伴う情報提供について

【委員】

各被保険者への受診案内は、市町村の端末を使って行われると思うが、市町村の端末には、どのようにデータを送信するのか。

【事務局】

必要なデータは、広域連合から MO 媒体を使って提供する。

【委員】

市町村で後期高齢者医療に関する何らかの事業を展開するために、後期高齢者医療の資格情報を提供しなければならないという必要性は理解できるが、そうすると、市町村において後期高齢者医療の資格情報を用いる事業が展開される度に、審議をしなければならないことになる。

市町村に後期高齢者医療の担当者がいて、その担当者が常に最新の資格情報を有しており、業務として市町村で使っているのであれば、一括して渡ししておくことはできないのか。

今回の審議の対象となっている事業は、府内共通の事業であるが、今後、市町村ごとに異なる事業が行われることも考えられる。そこで、個人情報保護条例の趣旨に反しない範囲で業務を広い意味で整理して、資格情報を市町村に渡すことについて認めるということとはできないか。

【委員】

審議会の開催回数がある程度限られている中で、事前審議が終わるまで事業ができないということは、住民サービスの観点から問題があるように思われる。ある程度パターン化されるのであれば、審議案件を括るのも一つの手である。

【事務局】

市町村から提示されるタイミングによるが、類型化できるものは、できる

だけ一括して審議をかけていきたい。ただし、特殊なケースについては個別に審議していただくことになると思う。

【事務局】

新たな事業ではなく、市町村の老人保健制度として実施されていた事業を継続して行う場合は、資格情報の提供に係る審議を省略するというのも一つの方法である。

【委員】

事務局の資料では、被保険者資格データと高額療養費データは、分けて記載されているが、データとして異なるものなのか。

【事務局】

異なるものである。高額療養費データは給付に関するデータであるが、被保険者資格データは後期高齢者医療制度の基礎となるデータである。

【委員】

市町村において何か事業を行う場合は、被保険者資格データだけがあればいいのか、他のデータも必要となるのか。

【事務局】

事業の内容により異なる。他のデータが必要な場合もある。

【委員】

そうすると、被保険者資格データだけ特別扱いしていいのかという話にはならないか。

【委員】

被保険者資格データに付随するその他の広域連合のデータについては安易に提供すべきではないが、市町村において、被保険者がどれだけいるのかという情報は、どんなサービスを提供する場合にも必要となる基礎的なデータであるため、少し幅を持たせてもいいのではないか。

【委員】

被保険者資格データは、元々、市町村が持っていたものなのか。それが取り上げられることによって、行政サービスが低下しないのかという心配はあ

る。

【事務局】

そのとおりである。

【委員】

被保険者資格データは、常に更新されるのか。

【事務局】

そうである。

【委員】

それでは、本件については、目的外提供については差し支えないということによろしいか。

また、今後の審議の仕方として、資格情報について、類型化できると認められる案件は、事後報告を行うことを前提に情報提供を認めておくという方法、あるいは、一律に市町村への提供を認める方法等、条例の範囲内で、次年度の審議ぐらいまでに、事務局側で整理のうえ、提案していただくということによろしいか。

(異議なし)

【委員】

市町村に提供する場合においては、提供された情報について、市町村の個人情報保護条例が適用されるため、一定の歯止めは利くかたちになっているので柔軟に解釈すればよいと思う。

3 その他

事務局から、次回の審査会についての協力依頼を行う。

閉会